

○経済産業省令第七十四号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日

経済産業大臣 萩生田 光一

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（輸出貿易管理令別表第一関係）

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一十六 「略」

十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）

イ・ロ 「略」

ハ 角度の変位を測定するものであつて、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇〇二五度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械（オートコリメータを含む。）を除く。）

ニ 「略」

十八 一六十二 「略」

（輸出貿易管理令別表第一関係）

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一十六 「略」

十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）

イ・ロ 「略」

ハ 角度の変位を測定するものであつて、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇〇二五度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

ニ 「略」

十八 一六十二 「略」

セ||N・N||ー||ジ||イ||ソ||プ||ロ||ピ||ル||ブ||タ||ノ||ア||ミ||ジ||ン||
ス||N・N||ー||ジ||メ||チ||ル||イ||ソ||ブ||タ||ノ||ア||ミ||ジ||ン||
ン||N・N||ー||ジ||エ||チ||ル||イ||ソ||ブ||タ||ノ||ア||ミ||ジ||ン||
イ||N・N||ー||ジ||プ||ロ||ピ||ル||イ||ソ||ブ||タ||ノ||ア||ミ||ジ||ン||

二・三 [略]

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜五 [略]

六 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いるよう
に設計されたもの又はその部分品として設計されたインペラ
ー、ブレード若しくはシャフトのうち、内容物と接触するす
べての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打
ちされ、又は被覆されたもの

イ〜チ [略]

七〜十二 [略]

3 [略]

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令
で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウ
イルス、アフリカ豚熱ウイルス、アンデアン・ポテト・ラテ
ント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全
てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オ
ロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病
ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H
五又はH七のH抗原を有するものに限る。)、SARSコロ

[新設]
[新設]
[新設]
[新設]

二・三 [略]

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜五 [略]

六 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いられる
もの又はその部分品として設計されたインペラー、ブレード
若しくはシャフトのうち、内容物と接触するすべての部分が
次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は
被覆されたもの

イ〜チ [略]

七〜十二 [略]

3 [略]

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令
で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウ
イルス、アフリカ豚熱ウイルス、アンデアン・ポテト・ラテ
ント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全
てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オ
ロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病
ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H
五又はH七のH抗原を有するものに限る。)、SARSコロ

ナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サ
ビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シン
ノンブレウイルス、水疱性口内炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウ
イルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ
媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイル
ス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス
、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグ
レドウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカ
ッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚熱ウイルス、豚水
疱病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―1
、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ
脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チ
ュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイル
ス、MERSコロナウイルス、マールブルグウイルス属の全
てのウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、
羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ラ
ンピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂
犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ
球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

二〇六 〔略〕

2 〔略〕

第三条・第四条 〔略〕

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様の
ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇七 〔略〕

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用するこ

ナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サ
ビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シン
ノンブレウイルス、水疱性口内炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウ
イルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ
媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイル
ス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス
、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグ
レドウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカ
ッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚熱ウイルス、豚水
疱病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―1
、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ
脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チ
ュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイル
ス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー溪谷
脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグ
ラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、
リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、
リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、
ルヨウイルス又はロシオウイルス

二〇六 〔略〕

2 〔略〕

第三条・第四条 〔略〕

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様の
ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇七 〔略〕

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用するこ

とができるものを含む。以下この条において同じ。）、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ・ロ 「略」

ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であつて、角度の精度が○・九角度秒以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械（オートコリメータを含む。）を除く。）

ニ 「略」

九〇十一 「略」

第六条・第七条 「略」

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十 「略」

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能が無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの（イ又は第七条第五号に該当するものを除く。）であつて、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証又は承認制御を迂回することができるように設計したもの（電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造

とができるものを含む。以下この条において同じ。）、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ・ロ 「略」

ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であつて、角度の精度が○・九角度秒以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

ニ 「略」

九〇十一 「略」

第六条・第七条 「略」

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十 「略」

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能が無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの（イ又は第七条第五号に該当するものを除く。）であつて、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証又は承認制御を迂回することができるように設計したもの（電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造

のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の（一）から（四）に掲げるものを除く。）

（一） デバッガ、ハイパーバイザー

（二） ～（四） 〔略〕

十二 〔略〕

第九条～第二十条 〔略〕

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 〔略〕

四 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

五 〔略〕

六 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム（前号に該当するものを除く。）

七 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム

七の二 〔略〕

八 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム

八の二 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム

のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の（一）から（四）に掲げるものを除く。）

（一） デバッカー、ハイパーバイザー

（二） ～（四） 〔略〕

十二 〔略〕

第九条～第二十条 〔略〕

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 〔略〕

四 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

五 〔略〕

六 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

七 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

七の二 〔略〕

八 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

八の二 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

八の三〇十五 [略]

十六 第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

十七 第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十四 [略]

十五 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであつて、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののため

に専用に設計又は改造したプログラムを除く。）

イ〜ヘ [略]

ト モバイル決済又は銀行業務

十六 [略]

三・四 [略]

第二十二條〜第二十八條 [略]

別表第一〜別表第三 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

八の三〇十五 [略]

十六 第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

十七 第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十四 [略]

十五 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであつて、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののため

に専用に設計又は改造したプログラムを除く。）

イ〜ヘ [略]

ト モバイル決済又は銀行業務

十六 [略]

三・四 [略]

第二十二條〜第二十八條 [略]

別表第一〜別表第三 [略]

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。